

**改正**

令和2年2月18日告示第21号

御前崎市家具転倒防止器具等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、地震による家具の転倒等の被害から市民の身体の安全を確保するため、家具転倒防止器具等を購入する者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具 タンス、食器棚、本棚その他これらに類する床置き型の家具並びにテレビ、冷蔵庫及びつり下げ型照明器具
- (2) 家具転倒防止器具等 家具の転倒又は落下を防止するために有効な器具及びガラス飛散防止フィルム

(補助対象者)

**第3条** 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は御前崎市に住民登録しているもので、1世帯につき1年に1回申請を行うことができる。

2 御前崎市公共料金や御前崎市税に滞納がある世帯は、補助の対象としない。

(補助対象事業)

**第4条** 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、家具転倒防止器具等の購入とする。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。以下「補助対象額」という。）とし、上限を5,000円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、上限を1万円とする。

- (1) 満65歳以上の者のみで構成された世帯（申請年度の3月31日までに満65歳に達する方を含む。）
- (2) 満18歳未満の子のみを養育するひとり親の世帯（申請年度の3月31日までに満18歳に達す

る子を含む。) など取り付け作業が困難であると認められる世帯

- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者が属する世帯
- (4) 療育手帳の交付を受けている者が属する世帯
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯
- (6) 介護保険の要支援または要介護の認定を受けている者が属する世帯

2 補助金交付を受けたことのある補助対象者が再度申請した場合は、上限額を前項と同様とし、補助対象額の3分の2以内の額を補助金交付する。

(交付の申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、御前崎市家具転倒防止器具等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて購入後60日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等(購入内訳が分かる物)
- (2) 購入商品のすべての写真
- (3) 前条第1項(1)から(6)のいずれかに該当する者はその証明資料(手帳等の写し)

(交付の決定及び通知)

**第7条** 市長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、御前崎市家具転倒防止器具等購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金交付の決定を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** この告示に基づく補助金に限り、市が行う領収書の確認をもって、実績報告書の提出は省略する。

(補助金の請求)

**第9条** 補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して30日以内又は、補助金交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに御前崎市家具転倒防止器具等購入費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

**第10条** 市長は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

**第11条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

告示は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年2月18日告示第21号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

**様式第1号** (第6条関係)

**様式第1号** (第6条関係)

御前崎市家具転倒防止器具等購入費補助金交付申請書

年 月 日

御前崎市長 様

住所  
氏 名 ⑩  
電話番号

御前崎市家具転倒防止器具等購入費補助金交付要綱第6条の規定により家具転倒防止器具等購入費の補助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号（第7条関係）  
様式第2号（第7条関係）

御前崎市家具転倒防止器具等購入費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けで申請のあった、家具転倒防止器具等購入費補助金の交付について、次のとおり交付額を決定したので通知します。

記

交付決定の内容

金 額 円

様式第3号(第9条関係)  
様式第3号(第9条関係)

御前崎市家具転倒防止器具等購入費補助金交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた家具転倒防止器具等購入費の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

御前崎市長 様

住 所  
氏 名  
電 話 番 号

印

<振込先>

金融機関名	支店名
預金種目 普通 ・ 当座 ・ その他	口座番号
フリガナ	
口座名義	